

令和3年山辺町農業委員会第2回総会 議事録

1. 開催日時 令和3年2月25日(木) 13時30分～15時23分
2. 開催場所 山辺町役場3階 委員会室(1)
3. 出席委員(8人)

1番	岡崎 政志	2番	鈴木 正志
3番	齋藤 榮	4番	佐藤 るみ子
5番	多田 秀逸	6番	渡邊 秀彦
7番	多田 美幸	8番	江口 順市
4. 欠席委員(0人)
5. 職務により総会に出席した事務局職員の職氏名
事務局長 佐藤 英敏 係長 佐藤 義朗 主事 木村 健太
6. 議事日程
 - 第1 議事録署名委員の指名
 - 第2 議第4号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
 - 議第5号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
 - 議第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
 - 議第7号 農用地利用集積計画に対する決定について
 - 議第8号 荒廃農地に係る非農地判断について
 - 報告(1) 農地法第3条の3第1項による届出書の受理について
 - 報告(2) 農地法第18条第6項の規定による通知書の確認の報告について

7. 会議の概要

会長	ご苦労様です。只今より山辺町農業委員会第2回総会を開催いたします。初めに事務局長より出席委員の報告をお願いします。
事務局長	はい。本日、出席委員は、8名中8名全員でありますので、山辺町農業委員会会議規則第6条の会議の成立に関しましては、会議開催に必要な定数に達しており、会議が成立することをご報告申し上げます。 それでは、同規則第4条によりまして、議長は会長が務めることになっておりますので、江口会長より議事進行をお願いします。
議長	それでは、議長を務めさせていただきます。初めに、議事録署名委員の指名ですが、私から指名してもよろしいでしょうか。 (異議なしの声あり)
議長	それでは、2番鈴木正志委員と3番齋藤榮委員よろしく申し上げます。 これより、議事に入ります。

議長	議第４号「農地法第３条第１項の規定による許可申請について」事務局より説明をお願いします。
事務局	はい。資料３ページからご説明いたします。 【議第１号、１番から２番を議案書をもとに朗読】 以上よろしくご審議をお願いします。
議長	ただいま、説明が終わりました。皆さんからご意見ご質問をお願いします。
議長	無いようなので決を採ります。 議第４号「農地法第３条第１項の規定による許可申請について」賛成委員の挙手を求めます。 (全員賛成)
議長	全員賛成です。よってこの件を許可しますのでよろしくお願いします。 次に議第５号「農地法第４条第１項の規定による許可申請について」事務局より説明をお願いします。
事務局	はい。資料５ページからご説明いたします。 【議第５号、１番を議案書をもとに朗読】 以上よろしくご審議をお願いします。
議長	ただいま、説明が終わりました。皆さんからご意見ご質問をお願いします。
議長	無いようなので決を採ります。 議第５号「農地法第４条第１項の規定による許可申請について」賛成委員の挙手を求めます。 (全員賛成)
議長	全員賛成です。よってこの件を可決しますのでよろしくお願いします。 次に議第６号「農地法第５条第１項の規定による許可申請について」事務局より説明をお願いします。
事務局	はい。資料７ページからご説明いたします。 【議第６号、３番を議案書をもとに朗読】 以上よろしくご審議をお願いします。

議長	ただいま、説明が終わりました。皆さんからご意見ご質問をお願いします。
鈴木委員	併用地の現在、建物が建っている所は建て壊しをして駐車場になるのでしょうか。
事務局	そうなりますが、一部分は店舗がかかると思われます。
議長	一部農地として残る部分に関しては、周囲に迷惑が掛からないように草刈り等をして虫が発生しないようにお願いします。
議長	他に何かございますか。 無いようなので決を採ります。 議第6号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」賛成委員の挙手を求めます。 (全員賛成)
議長	全員賛成です。よってこの件を可決しますのでよろしくお願いします。
事務局	議第7号に入る前に、議第7号に関しまして江口順市委員の親族が借り人となっておりますので、農業委員会法第31条の規定に基づき議事参与の制限により当該議案の開始から終了までの退席をお願いします。関係議案終了後に着席いただきます。 なお、議長が退席されますので、会長職務代理者より代理議長をお願いします。 (江口順市委員退席)
代理議長	議第7号「農用地利用集積計画に対する決定について」事務局より説明をお願いします。
事務局	はい。資料10ページになります。農用地利用集積計画に対する決定について。 【議第7号、14番から49番を議案書をもとに朗読】 以上よろしくご審議をお願いします。
代理議長	ただいま、説明が終わりました。皆さんからご意見ご質問をお願いします。
多田秀逸委員	法定相続人代表と記載なっている所は、どういうことなのか。

事務局	今回新規と表記させて頂きましたが、更新の際に所有者が亡くなっていることが分かり、まだ相続が済んでいない土地だったため、相続人の方より同意をもらっての設定となりましたので、このような表記となっております。
代理議長	他にございますか。 無いようなので決を採ります。 議第7号「農用地利用集積計画に対する決定について」賛成委員の挙手を求めます。 (全員賛成)
代理議長	全員賛成です。よってこの件を許可しますのでよろしくお願いします。 (江口順市委員着席)
議長	次に、議第8号「荒廃農地に係る非農地判断について」事務局より説明をお願いします。
事務局	はい。資料18ページになります。荒廃農地に係る非農地判断について。 【議第8号を議案書をもとに朗読】 以上よろしくご審議お願いします。
議長	ただいま、説明が終わりました。皆さんからご意見ご質問をお願いします。
多田秀逸委員	登記変更については登記料等お金がかかるのか。地目は自動的に変更なるのか。
事務局	登記は自動で変更はなりません。所有者より地目変更の申請をしていただく必要があります。その際の登録免許税はかかりません。
鈴木委員	事前通知拒否というのは耕作するということなのでしょうか。
事務局	1つ目がイノシシの被害が多くて現在は休耕にしているだけだからこのまま残してほしい。2つ目が現在わらび畑のようになっていて、退職後しっかり管理してくということで残してほしいとのことでした。

議長

他に何かございますか。

無いようなので決を採ります。

議第 8 号「荒廃農地に係る非農地判断について」賛成委員の挙手を求めます。

(全員賛成)

議長

全員賛成です。よってこの件を可決しますのでよろしくお願いします。

次に、報告事項に入ります。「農地法第 3 条の 3 第 1 項による届出書の受理について」事務局より説明をお願いします。

事務局

はい。資料の 30 ページになります。農地法第 3 条の 3 第 1 項による届出書の受理について。

【報告（1）、4 番から 5 番を議案書をもとに朗読】

以上で報告を終わります。

議長

これについて何か質問等ございますか。

議長

無いようなので、次に「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の確認の報告について」事務局より説明をお願いします。

事務局

はい。資料の 31 ページになります。農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の確認の報告について。

【報告（2）、1 番から 4 番を議案書をもとに朗読】

以上で報告を終わります。

議長

これについて何か質問等ございますか。

議長

何も無いようです。

他に何かございますか。何も無いようですので、以上を持って山辺町農業委員会第 2 回総会を閉会いたします。